入院調整の広域的対応について

**資料３－２**

【旧】

感染症法に基づき、各保健所長が医療機関と個別に調整

② 入院調整

① 結果

感染症指定医療機関

保健所

感染症指定医療機関

・・・

検査機関

・・・

保健所

感染症指定医療機関

保健所

　＜課題＞

　　・保健所側・・・・医療機関の空き状況を把握できず、非効率な調整に

　　・医療機関側・・・各保健所（18保健所）から調整が入り、手間がかかる

【新】

府（府入院フォローアップセンター）が、入院可能な空き病床を把握し、広域的に入院調整。

　入院調整の対象：感染症指定医療機関、10床程度以上の協力医療機関、基幹病院 等

（それ以外の医療機関の空き病床の状況も、保健所を通じて把握。）

※管内小規模病院と個別調整も可能

協力医療機関

保健所

① 結果

③ トリアージ

② 調整依頼

検査機関

感染症指定医療機関

府入院フォロー

　　アップセンター

保健所

・・・

感染症指定医療機関

⑤ 病院名を回答

協力医療機関

保健所

協力医療機関

④ 受入調整

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 総数 | 入院中 | 受入可能数 |
| ●●病院 | ○○ | ○○ | ○○ |
| △△医療センター | ○○ | ○○ | ○○ |

※広域調整用の空き病床枠

を毎日把握

* ⑤の回答をもって、各保健所は割り当てた医療機関との間で、患者の入院調整を行う。
* 重症例については、ＰＣＲ検査の結果を待つ段階から、府入院フォローアップセンターに相談。今後、重症例の入院先確保や広域調整のために、府入院フォローアップセンターを経由してのみ受け入れる医療機関（「調整対象医療機関」）を指定予定。
* 調整対象医療機関以外は、広域的調整に依らず、各保健所で個別に入院先を調整しても差し支えない。